

1 月定例連絡委員幹事会

と き 令和6年1月5日（金） 午後3時～

ところ 市役所 2階 会議室3

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

(1) 令和5年度 共同募金地区募金実績報告について（社会福祉協議会）・P1（資料1）

(2) 町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）（環境課、地域協働課）

・・ P2～5（資料2）

(3) 令和6年度碧南市連絡委員の推薦について（依頼）（地域協働課） P6～9（資料3）

4 その他

(1) 市民協働講演会アンケート結果について（地域協働課）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先：碧南市社会福祉協議会
担 当：齊藤・水谷
電 話：46-3702

令和6年1月5日

碧南市連絡委員各位

碧南市共同募金委員会
会長 長 田 和 徳

令和5年度 共同募金地区募金実績報告について

寒冷の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、共同募金事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまで、10月より実施していただきました、地区募金の集計がまとまりましたので、下記により確認いただきますようお願いいたします。

記

1 令和5年度共同募金地区募金実績（総額）

種 別	目 標 額(円)	実 績 額(円)
一般募金	4,760,000	4,190,997
歳末たすけあい募金	1,190,000	1,047,744
計	5,950,000	5,238,741

2 令和5年度共同募金地区募金実績（各地区実績額内訳）

別添のとおり

連絡先	環境課ごみ減量係
担当	金原 茂雄
電話	95-9899

令和6年1月5日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課

課長 中川 知之

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）

厳冬の候、貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、ごみの減量とリサイクルの推進に対しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、毎年碧南市指定のごみ袋配布及び地域振興事業補助金等の算定のため、町内会加入世帯リスト（昨年度に実施した町内会加入調査に加え、令和5年11月末までの転出者を反映した資料）につきまして、下記の要領で加除をお願いします。

記

1 調査目的

(1) 環境課 この調査で把握した加入世帯数に基づきごみ袋を配布します。なお、未加入世帯には通知を郵送し、市役所環境課の窓口で配布します。

(2) 地域協働課 令和6年度における加入世帯数を算定根拠とする補助金等の算定基礎とします。

ア 地域振興事業補助金

町内会等が行う地域活性化に係るコミュニティ事業に対する補助金

イ 連絡事務事業委託料

広報紙等の配布・回覧による市政の周知、事務連絡等に対する委託料

2 調査対象時点

令和6年1月1日現在の町内会加入状況

3 調査方法

添付（封筒内）の町内会加入世帯リストに令和6年1月1日現在の町内会加入世

帯・未加入世帯を手書きで加除して下さい。町内会加入世帯リストは、前年の調査結果と、令和5年11月末までの転出者データを反映させたものです。令和6年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載のある世帯は加入としてください。

※加入者台帳に記載する目安として次に掲げる条件で判断してください。

町内会が加入世帯と認め、かつ、町内会が広報、回覧物、ごみ袋等の配布をしている世帯とする。

(1) 追加（新規加入）	手書きで世帯主名、住所を書き加えてください。
(2) 削除（脱会）	二重線を引いてください。

注1：加除を行い修正された町内会加入世帯リストの世帯数に予備（3世帯）を含めたごみ袋を配布します。

注2：個人情報の取り扱いについては、最善の注意をお願いします。

4 期限

令和6年1月19日（金）まで

5 提出

加除等の修正をした町内会加入世帯リストを環境課ごみ減量係（市役所1階）にご提出下さい。なお、修正がない場合も必ずご提出下さい。郵送は不可です。

また、修正後のごみ袋町内会配布世帯一覧の写しは再配布しません。

6 今後のごみ袋配布の流れ

(1) 2月6日（火）

2月連絡委員幹事会にて、「燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（依頼）」という議題で各町内会へのごみ袋配布数及び配送日程を連絡します。

(2) 3月4日（月）～3月8日（金）（予定）

各連絡委員宛てにごみ袋を配送します。

7 問合せ

<ごみ袋配布について>

環境課ごみ減量係 TEL：95－9899

<各種補助金・委託料について>

地域協働課地域協働係 TEL：95－9872

町内会加入者数調査の手引き（令和6年1月版）

1 町内会加入世帯数の把握方法

前回調査（令和5年1月1日現在）を基礎にした市から配布されたごみ袋町内会配布世帯一覧を元に、令和6年1月1日現在の町内会加入世帯・未加入世帯を手書き等で加除して、令和6年1月19日（金）までに市へ提出する。

2 町内会加入世帯の定義

令和6年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載のある世帯は加入とする。

※加入者台帳に記載する目安として次に掲げる条件を満たすこと。

町内会が加入世帯と認め、かつ、町内会が広報、回覧物等の配布をしている世帯とする。

《よくある質問》

Q 1 町内会費は支払っているが、ごみ袋等は不要で、実質町内会活動に参加していない世帯は町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 1 町内会が広報、回覧物等の配布をしていない場合は、町内会加入世帯とみなさないため、町内会加入世帯数には含めない。

Q 2 住民基本台帳上は世帯分離している世帯でも、実質は1世帯で町内会に加入している場合、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 2 広報、回覧物等の配布状況により判断する。また、加入者台帳に1世帯の記載であれば、1世帯のみの加入、2世帯記載があれば2世帯加入とする。なお、未加入とされた世帯は、市の窓口でごみ袋を配布する。

Q 3 住民登録のある地区以外の世帯（碧南に住民登録のない世帯も含む）が、町内会に加入している世帯についてはどのように扱うのか。

A 3 上記町内会加入世帯の定義どおり、加入者台帳に記載があれば町内会加入世帯として扱う。

Q 4 商店、企業等が町内会に加入している場合は、町内会加入世帯数に入れるべきか。

A 4 基本的に法人は町内会加入世帯に含まない。しかし、商店等で店舗と住居が一体となっており、一般家庭のような居住の実態があれば町内会加入世帯数に含める。

Q 5 アパート単位で町内会費を貰っている所の扱いについて。

A 5 ※アパートA（6部屋）の例

「ごみ袋町内会配布世帯一覧」に4部屋（世帯）の記載はある。残り2部屋（世帯）は名義不明。

⇒「ごみ袋追加配布世帯一覧」アパートAは計6世帯全加入、配布数2と記入。4世帯は一覧に住所・世帯主氏名があるため、名義不明分のみを配布数として記入する。

町内会加入世帯リスト（ごみ袋町内会配布世帯一覧）

町内会名 ○○町

住所	世帯主氏名	備考
1 ○○○町○○番地	○○○○	
2 ○○○町○○番地	○○○○	
3 ○○○町○○番地	○○○○	
4 ○○○町○○番地	○○○○	
5 ○○○町○○番地	○○○○	
6 ○○○町○○番地	○○○○	
7 ○○○町○○番地	アパートA101号	○○○○
8 ○○○町○○番地	アパートA102号	○○○○
9 ○○○町○○番地	アパートA103号	○○○○
10 ○○○町○○番地	アパートA104号	○○○○

町内会加入世帯リスト（ごみ袋追加配布世帯一覧）

町内会名 ○○町

住所	世帯主氏名	屋号	配布数
1 ○○○町○○番地		○○○○	
2 ○○○町○○番地		○○○○	
3 ○○○町○○番地		アパートA 計6世帯全加入	2

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	水村・清水
電話	95-9872

令和6年1月5日

碧南市連絡委員各位

碧南市長 禰 宜 田 政 信

令和6年度碧南市連絡委員の推薦について（依頼）

厳寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、連絡委員の任期も残すところ2か月余となりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、令和6年度碧南市連絡委員を下記のとおりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1 推薦方法

別添「令和6年度碧南市連絡委員推薦届出書兼承諾書」により報告

2 報告期限

令和6年2月15日（木）

3 提出先

碧南市役所 地域協働課地域協働係

4 その他

- (1) 議会議員及び市職員（再任用者除く）のご推薦はご遠慮ください。
- (2) 推薦届出書兼承諾書に町内会名が印字されていますので、お間違えのないようお願いいたします。
- (3) 連絡委員1名当たり月額7,000円の地区連絡委員会事業委託料をお支払いします。
- (4) 来年度の連絡委員全体会は令和6年4月8日（月）午後7時から市役所2階会議室4・5にて開催予定です。

碧南市連絡委員に関する規則（抄）

（設置）

第2条 別表の各区又は町内会（以下「町内会等」という。）に、碧南市連絡委員（以下「委員」という。）1人を置く。

（所掌事務）

第3条 委員は、当該町内会等に対する市政の周知啓発及び連絡事務を処理するものとする。

（委嘱）

第4条 委員は、町内会等からの推薦により市長が委嘱する。

2 議会の議員は、委員となることができない。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（後任者の推薦）

第6条 委員は、町内会等の推薦により後任者を任期満了15日前までに市長に届け出なければならない。

別表（第2条、第8条関係）

地 区	町 内 会 等
新 川	久沓町 丸山町 六軒町 田尻町 松江町 相生町 相生鶴見町 山神相生町（鶴ヶ崎第1） 山神町（鶴ヶ崎第2） 新川山神町 （鶴ヶ崎第3） 浅間町（鶴ヶ崎第4） 新川籠田町（鶴ヶ崎第 5） 千福町第1 千福町第2 籠田町第1 籠田町第2 千福浜 尾町 千福堀方町 千福福清水町 住吉町 浜尾鶴見町 堀方町 東山町 金山町 西山町第1 西山町第2
中 央	道場山町 宮後町 福清水末広町 天王第1 天王第2 天王第3 天王第4 中後町 植出町 尾城町 幸町第1 幸町第2 中山町 向陽町 源氏神明町
大 浜	大浜上町 石橋町第1 石橋町第2 中松町 羽根町 本郷町 中 町上区 松本町 沢渡町 野田町 浜寺町 中町中区 音羽町 善 明町 作塚町 築山町 西浜町第1 西浜町第2 宮町第1 宮町 第2 権現町 岬町 錦町 塩浜町 塩浜町第2 浜田町 伊勢若 松町 入船権田町第1 入船権田町第2 前浜町 川口町
棚 尾	源氏町 汐田町 春日町 作塚沢渡町 栗山町 志貴町 棚尾本町 弥生町 若宮町 雨池川端町 志貴崎町
旭	鷺塚町 鷺林町 旭町 二本木町 荒子町 笹山町 新道町 緑町 西部城山町 神有町 南城山町 天神町 池下照光町 鴻島町 三 宅町 伏見町 日進町 霞浦町 東浦町 平七町 流作町 鷺塚住 宅 家下
西 端	大久手・半崎1 半崎2 半崎3 上1 上2・3・宮下 上4 上5 下1・2 下3 下4 下5 下6 西荒居1 西荒居2・ 三度山住宅

令和6年2月15日

碧南市長 瀬戸田 政信 殿

令和6年度碧南市連絡委員推薦届出書兼承諾書

このことについて、碧南市連絡委員に関する規則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

町内会等名称 ○○○町

推薦者氏名 現連絡委員氏名

令和6年度碧南市連絡委員

ふりがな			
氏名			
郵便番号	〒	—	
住所			
生年月日			
職業			勤務先
			役職
電話	自宅	—	—
	携帯電話	—	—
	勤務先	—	—
FAX	自宅	—	—
	勤務先	—	—
地区で該当する役職があれば○	正幹事	副幹事	区長
正幹事・副幹事・区長メールアドレス			

令和6年度碧南市連絡委員になることの承諾及び下記事項に同意します。

氏名 後任者署名

*この推薦届出書により収集した個人情報は、適正に管理し、行政事業全般の目的以外に利用しません。行政事業全般の目的遂行のため、例えば行政事務を実施していく際の問い合わせや市民からの町内会加入の問い合わせ等の場合に必要最小限の情報を提供することがあります。

担当課 碧南市役所 地域協働課 0566-95-9872 (直通)